

○豊明市建設業者の社会保険等未加入対策の運用

平成29年4月1日

1 対策の内容

平成29年4月1日以降に下請契約をする全ての建設工事において、請負者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を認めないこととし、一次及び二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者であることを確認した場合は、建設業担当窓口である財政課契約検査係へ報告する。

2 社会保険等未加入建設業者の定義

次のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいう。

(1)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 社会保険等未加入建設業者の確認方法

監督員は、請負者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。すべての加入状況が加入又は適用除外となっていれば、社会保険等未加入業者に該当しないものとする。

4 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置

(1) 未加入業者と下請契約を締結しなければならない理由書の請求

① 監督員は、当該未加入建設業者に関係する施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに財政課契約検査係に提出するものとする。

② 財政課契約検査係は、請負者に対し、当該未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（様式第1号（以下「理由

書」という。)) を7日以内の期日を指定して提出するよう様式第2号により通知するものとする。

③ 財政課契約検査係は、請負者から理由書の提出を受けたときは、監督員に送付し、監督員及び主管課は、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより、その内容を確認し、主管課長に報告するものとする。

④ 主管課長は、請負者が当該未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合、その他特別な事情に該当するか否かについて、様式第3号により指名審査委員会に諮るものとする。

(2) 当該未加入建設業者と下請契約を締結することについて、提出期限内に理由書の提出がなかった場合又は特別な事由を有すると認められない場合の手続き

① 提出期限内に理由書の提出がなかった場合は、財政課契約検査係は、様式第5号により指名停止措置及び工事成績評定の減点対象となる旨を請負者に通知するものとする。

② 指名審査委員会が当該未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別な事情が有すると認められないと判断した場合は、財政課契約検査係は、様式第6号により指名停止措置及び工事成績評定の減点対象となる旨を請負者に通知するものとする。

(3) 当該未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別な事情を有すると認められる場合の手続き

① 財政課契約検査係は、請負者に対し、様式第7号により、特別な事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類（以下「確認書類」という。）を1か月以内の指定した期日までに提出すべき旨を通知する。

② 当該期日までに請負者から確認書類が提出されなかった場合には、財政課契約検査係は様式第8号により指名停止措置及び工事成績評定の減点対象となる旨を請負者に通知するものとする。

5 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置

監督員は、当該下請業者に係る再下請負通知書の写し及び下請契約書の写しを財政課契約検査係に提出するものとする。

6 指名審査委員会への報告等

(1) 指名停止

財政課契約検査係は、速やかに指名審査委員会に諮り、豊明市指名停止取扱要領に基づき、請負者に対する指名停止を行い、その旨庁内へ通知するものとする。

(2) 工事成績評定の減点

(1)の通知後、工事の監督員は、豊明市建設工事成績評定要領に基づき、工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。